

令和 7 年度

定 額
請 負

長柄東住宅外29住宅石綿含有建材(屋上防水材等)採取及び成分分析調査業務委託

仕様書

委 託 期 限	令和7年9月30日
---------	-----------

大阪市住宅供給公社
(担当 住宅管理部 募集センター)

屋上防水材等採取及び成分分析調査業務委託特記仕様書

1 業務委託名称	長柄東住宅外29住宅石綿含有建材(屋上防水材等)採取及び成分分析調査業務委託		
2 委託場所	大阪市北区長柄東2丁目4番 ほか (別紙 調査対象住宅リスト参照)	長柄東住宅1号館外29住宅	
		計	30住宅
	対象棟		81棟
	検体数 屋上防水材等		98検体
3 履行期間	契約締結日	～	令和7年9月30日
4 業務概要	本業務は、上記対象施設の改修工事の事前調査として実施するもので、屋上防水材等を受注者が試料を採取し、各検体について対象種(アクチノライト、アモサイト、アンソフィライト、クリソタイル、クロシドライト及びトレモライト)の6種類について定性分析を行う。		
5 業務内容	<p>(1)作業計画書の作成 事前調査に先立ち、作業手順、分析方法等をまとめた作業計画書を作成し、発注者の承諾を受けること。 試料採取期間は原則として平日の午前9時から午後5時までの間に行うこととする。</p> <p>(2)試料の採取、分析</p> <ol style="list-style-type: none">①試料採取にあたっては、実施工程表を作成し発注者と日程を調整し検体採取日を決定する。②屋上防水材等の試料の採取箇所(天井高3.0～3.7m)は、発注者が指定する場所とする。なお現地調査の結果、検体採取に際し安全確保が難しいと判断した場合は監督職員と協議のうえ採取箇所の変更等を行う。1カ所当たり10cm角程度を目安に試料(表層材・接着剤・下地調整材を含む防水層)を採取する。1カ所から採取した試料を1検体として扱う。既設断熱材がある場合は、断熱材を含むように採取を行うこと。③アスベスト含有の分析方法は、(JIS) A1481-1による測定方法を用いること。④検体採取日時、住宅名、号館名、検体数、採取位置、調査員氏名等を記載した検体採取記録簿(指定様式による)を発注者へ提出すること。⑤試料の入れ物には、その都度採取した場所が分かるように明記すること。⑥試料採取の状況、試料採取前・採取後の状況及び採取した試料は、黒板等を使用し写真撮影すること。⑦屋上防水材等の試料の採取の際は、安全に十分配慮して行うこと。 試料採取痕は建材の飛散及び劣化・漏水等が進行しないように、以下の方法又は同等の防水性能を確保できる方法にて補修する。 加硫ゴム系シート防水： 加硫ゴムシートメーカーが製造するブチル系シーリング材にて補修する。 塩ビシート防水：		

塩ビシートメーカーが製造する変性シリコンシーリング材にて補修する。

露出アスファルト防水：

アスファルトメーカーが製造するゴムアスファルト系シーリング材にて補修する。

ウレタンゴム系塗膜防水：

ウレタンメーカーが製造するウレタン系シーリング材にて補修する。

※シーリングはオーバーラップさせて十分に充填すること。

- ⑧すべての検体について令和7年7月31日までに成分分析結果速報を監督職員に提出すること。

(3) 報告書(成果物)の作成

①ファイル(A4サイズ)に綴じ2部提出

測定分析結果及び採取位置図、試料採取等の状況写真、記録事項
分析者の認定番号(登録番号)、分析機関の名称および登録番号
検体数一覧表

②CD-Rに格納し1部提出

測定分析結果及び採取位置図、試料採取等の状況写真、記録事項、
検体採取記録簿、分析者の認定番号(登録番号)、分析機関の
名称および登録番号、検体数一覧表
媒体記録については、ウィルスチェックを実施し、利用したソフト名及び
バージョンを記載すること。

- ③屋上防水材等の測定分析結果には、材料名、接着剤、建物躯体表面
までの下地調整材を含む防水層の採取結果であることを明記すること。
また、既設屋根に断熱材が含まれる場合は、断熱材を含む分析結果で
あることを明記すること。

- ④報告書のデータは令和7年9月10日までに作成し、
監督職員の確認を受けた後、(3)-①を作成すること。

6 従事者の資格等

(1) 含有分析実施者として、次のいずれかの資格を有していること

- ①公益社団法人日本作業環境測定協会が実施する「石綿分析技術評価事業」により認定されるA ランク若しくはB ランクの認定分析技術者又は定性分析に係る合格者
- ②一般社団法人日本環境測定分析協会が実施する「アスベスト偏光顕微鏡実技研修(建材定性分析エキスパートコース)」の修了者
- ③一般社団法人日本環境測定分析協会に登録されている「建材中のアスベスト定性分析技能試験(技術者対象)合格者」
- ④一般社団法人日本環境測定分析協会に登録されている「アスベスト分析法委員会認定JEMCAインストラクター」
- ⑤一般社団法人日本繊維状物質研究協会が実施する「石綿の分析精度確保に係るクロスチェック事業」により認定される「建築物及び工作物等の建材中の石綿含有の有無及び程度を判定する分析技術」の合格者

(2) 試料採取者として、次のいずれかの資格を有していること

- ①建築物石綿含有建材調査者講習登録規程に基づく、特定建築物石綿含有建材調査者講習又は一般建築物石綿含有建材調査者講習の修了者
- ②一般社団法人日本アスベスト調査診断協会に登録されている者

7 貸与資料	対象住宅の配置図及び試料採取場所図 (採取場所の指示がない場合は監督職員の指示による)
8 提出書類	受注者は業務委託契約後、発注者の指定する提出書類(指定様式による)を作成し、速やかに発注者に提出すること。
9 特記事項	<p>(1)受注者は、本事業の実施にあたり、労働安全衛生法その他関係法令に従い、常に安全に留意して現場管理を行い、災害及び事故の防止に努めること。</p> <p>(2)業務の実施にあたっては、居住者の生活に配慮して行うとともに必要な安全措置を講じ事故の防止に努めること。(業務を行う場所若しくはその周辺に第三者が存する場合又は立ち入る恐れがある場合には、危険防止に必要な措置を講じ事故発生防止に努めること。)</p> <p>(3)業務実施計画書に基づき、監督職員に対し点検業務実施日程を事前に連絡する。なお、居住者への掲示内容等については、発注者と協議の上、決定する。</p> <p>(4)業務の実施に当たっては、受注者の業務従事者であることを表示する腕章等を着用するとともに、受注者の発行する身分証明書を所持し、発注者又は居住者等からの提示を求められた場合はこれを提示する。</p> <p>(5)業務中の受注者の責により生じた損害の補償は、受注者の責任とする。</p> <p>(6)本業務の履行に必要な物品等は、受注者で準備すること。</p> <p>(7)調査方法及び内容に修正・変更等が必要となる場合には、事前に発注者と協議し、決定すること。</p> <p>(8)本委託の実施により知り得た情報は、他へ漏らしてはならない。 また、本委託終了後も同様とする。</p> <p>(9)本業務は、本仕様書及び契約書に定める事項によるものとする。 その他、定めのない事項については、その都度、受注者と発注者で協議すること。</p> <p>(10)受注者は、応札にあつては本仕様書を十分検討し、本仕様書に疑義がある場合には、指定の方法によりよく質し、その内容を熟知の上応札するものとする。質問受付経過後の疑義については受付しない。なお、契約後における仕様書上の疑義については発注者の解釈による。</p> <p>(11)別紙の調査対象住宅リストにおいて指定以外の屋上防水材等が存在する場合は、監督職員に報告すること。</p> <p>(12)作業車両については、市営住宅敷地内は駐車禁止とする。駐車が必要な場合は、近隣の民間駐車場を利用すること。</p>

《調査対象住宅リスト》

別紙

屋上防水材等の石綿試料採取箇所及び検体数

下記の住宅等において屋上防水材等の石綿試料採取及び分析を行う。

※防水材ごとに検体を採取することとする。

※成形板採取において、空家補修などが必要になる場合は別途の委託とする。

済.調査済

	行政区	住宅名	号館	建設(増築) 年度	住所	検体数	
						屋上防水材	対象工種 (参考)
1	北	長柄東	1	S54	長柄東2丁目4番	3	防水
	北	長柄東 1号館南西 集会所	-	S55	長柄東2丁目4番	1	防水
2	此花	高見	57	H12	高見1丁目4番	2	防水
	此花	高見 57号館西 塵芥置場	-	H15	高見1丁目4番	1	防水
3	西淀川	御幣島東	1	S56	御幣島3丁目9番	1	防水
	西淀川	御幣島東 1号館北西 電気室	-	S56	御幣島3丁目9番	1	防水
4	西淀川	御幣島	3	S56	御幣島6丁目9番	1	防水
	西淀川	御幣島	4	S56	御幣島6丁目9番	1	防水
	西淀川	御幣島	5	S55	御幣島6丁目8番	2	防水
	西淀川	御幣島 5号館南西 集会所	-	S55	御幣島6丁目8番	1	防水
	西淀川	御幣島 5号館北 電気室	-	S55	御幣島6丁目8番	1	防水
	西淀川	御幣島	6	S55	御幣島6丁目7番	2	防水
	西淀川	御幣島 6号館南 電気室	-	S55	御幣島6丁目7番	1	防水
5	淀川	東三国	3	S54	東三国3丁目9番	2	防水
	淀川	東三国 3号館 電気室	-	S54	東三国3丁目9番	1	防水
	淀川	東三国 3号館南東 集会所	-	S54	東三国3丁目9番	1	防水
6	淀川	野中北	1	S55	野中北2丁目4番	1	防水
	淀川	野中北 1号館西 集会所	-	S55	野中北2丁目4番	1	防水
7	淀川	加島南第3	2	H12	加島1丁目20番	1	防水
	淀川	加島南第3 2号館北 ポンプ室	-	H14	加島1丁目20番	1	防水
8	東淀川	南江口第2	3	S57	南江口1丁目5番	1	防水
	東淀川	南江口第2	5	S54	南江口1丁目5番	1	防水
	東淀川	南江口第2	6	S57	南江口1丁目5番	1	防水
	東淀川	南江口第2	7	S56	南江口1丁目5番	1	防水
	東淀川	南江口第2	8	S56	南江口1丁目5番	1	防水
	東淀川	南江口第2 8号館南西 集会所	-	S56	南江口1丁目5番	1	防水
	東淀川	南江口第2	9	S57	南江口1丁目5番	1	防水
	東淀川	南江口第2	10	S56	南江口1丁目5番	1	防水
	東淀川	南江口第2	11	S56	南江口1丁目5番	1	防水
東淀川	南江口第2	12	S57	南江口1丁目5番	1	防水	
9	東淀川	相川	1	S56	相川3丁目11番	1	防水
10	東淀川	大桐	2	S56	大桐1丁目17番	1	防水
11	東淀川	井高野	1	H10・11	井高野1丁目4番	2	防水
	東淀川	井高野 1号館北東 電気ポンプ室	-	H12	井高野1丁目4番	1	防水
12	旭	清水	1	S55	清水5丁目11番	1	防水
	旭	清水	2	S55	清水5丁目11番	1	防水
	旭	清水	3	S55	清水5丁目15番	1	防水
	旭	清水	4	S55	清水5丁目16番	1	防水
	旭	清水	5	S55	清水5丁目17番	1	防水
13	城東	古市東	3	H12	古市2丁目5番	2	防水
14	城東	放出西	6	S56	放出西3丁目15番	2	防水
	城東	放出西 6号館北西 集会所	-	S54	放出西3丁目15番	1	防水
	城東	放出西	7	S56	放出西3丁目13番	1	防水
	城東	放出西	8	S56	放出西3丁目13番	1	防水
15	鶴見	鶴見第2	5	S56	鶴見2丁目22番	1	防水
	鶴見	鶴見第2 5号館北 集会所	-	S56	鶴見2丁目22番	1	防水
	鶴見	鶴見第2	6	S56	鶴見2丁目21番	1	防水
16	大正	泉尾第5	1	S57	泉尾7丁目12番	1	防水
17	西成	長橋通	1	H11	長橋3丁目6番7号	1	防水
18	西成	長橋第6	1	H16	長橋2丁目5番	1	防水
19	西成	出城東第2	1	H17	出城1丁目8番3号	1	防水
20	浪速	新浪速第1	1	H12	浪速西2丁目5番	2	防水
	浪速	新浪速第1	3	H11	浪速西2丁目8番	2	防水
21	住吉	上住吉	2	S52	上住吉1丁目7番	2	防水

	行政区	住宅名	号館	建設(増築) 年度	住所	屋上防水材	対象工種 (参考)
22	住之江	御崎	7	S55	御崎4丁目3番	1	防水
	住之江	御崎	8	S55	御崎2丁目14番	1	防水
	住之江	御崎	9	S55	御崎2丁目9番	1	防水
	住之江	御崎	12	S55	御崎4丁目3番	1	防水
	住之江	御崎	13	S55	御崎2丁目13番	1	防水
23	住之江	御崎第2	1	S55	御崎6丁目7番	2	防水
24	天王寺	空清	1	H11	空清町8番1号	1	防水
25	生野	生野東	1	H15	生野東1丁目1番30号	1	防水
	生野	生野東	8	H16	生野東4丁目2番	1	防水
26	東住吉	矢田	7	H15	矢田5丁目9番	1	防水
27	平野	瓜破東第2	1	H12	瓜破東2丁目6番	1	防水
	平野	瓜破東第2 1号館北 集会所	-	H13	瓜破東2丁目6番	1	防水
	平野	瓜破東第2	4	H12	瓜破東4丁目5番	2	防水
	平野	瓜破東第2 4号館北 集会所	-	H13	瓜破東4丁目5番	1	防水
28	平野	加美東第1	1	H12	加美東3丁目6番	1	防水
	平野	加美東第1	2	H12	加美東3丁目5番	1	防水
29	平野	西喜連第4	2	H14	喜連西2丁目10番	2	防水
	平野	西喜連第4 2号館南東 集会所	-	H14	喜連西2丁目10番	1	防水
30	平野	長吉長原東	5	H11	長吉長原東1丁目8番	1	防水
	平野	長吉長原東 5号館北 集会所	-	H12	長吉長原東1丁目8番	1	防水
	平野	長吉長原東 5号館北 ポンプ室	-	H10	長吉長原東1丁目8番	1	防水
	平野	長吉長原東	14	H12	長吉六反3丁目8番	2	防水
	平野	長吉長原東 14号館北西 集会所	-	H12	長吉六反3丁目8番	1	防水
	平野	長吉長原東 14号館北 ポンプ室	-	H12	長吉六反3丁目8番	1	防水
	平野	長吉長原東	15	H12	長吉六反3丁目8番	2	防水
	平野	長吉長原東 15号館北東 集会所	-	H12	長吉六反3丁目8番	1	防水
	平野	長吉長原東 15号館北 ポンプ室	-	H12	長吉六反3丁目8番	1	防水
合計						98	

検体採取記録簿

業務委託名称: 長柄東住宅外29住宅石綿含有建材(屋上防水材等)採取及び成分分析調査業務委託

令和 年 月 日

記録NO.

採取日時	令和 年 月 日()		午前・午後 時 分
採取者氏名			
住宅名			
号館名			
採取位置			
検体数			
特記事項			

令和 年 月 日

記録NO.

採取日時	令和 年 月 日()		午前・午後 時 分
採取者氏名			
住宅名			
号館名			
採取位置			
検体数			
特記事項			

再委託に関する特記仕様書

1 業務委託契約書第 15 条第 1 項に規定する「主たる部分」とは次の各号に掲げるものをいい、受注者はこれを再委託することはできない。

(1) 委託業務における総合的企画、業務遂行管理、業務の手法の決定及び技術的判断等

2 受注者は、コピー、ワープロ、印刷、製本、トレース及び資料整理などの簡易な業務の再委託にあたっては、発注者の承諾を必要としない（ただし、個人情報を含むものを除く。）。

3 受注者は、第 1 項及び第 2 項に規定する業務以外の再委託にあたっては、事前に書面により発注者の承諾を得なければならない。

4 契約の性質又は目的が競争入札に適さないとして、随意契約により契約を締結した委託業務においては、発注者は、前項に規定する承諾の申請があったときは、原則として業務委託料の 3 分の 1 以内で申請がなされた場合に限り、承諾を行うものとする。ただし、業務の性質上、これを超えることがやむを得ないと発注者が認めたとき、又は、コンペ方式若しくはプロポーザル方式で受注者を選定したときは、この限りではない。

5 受注者は、業務を再委託及び再々委託等（以下「再委託等」という。）に付する場合、書面により再委託等の相手方との契約関係を明確にしておくとともに、再委託等の相手方に対して適切な指導及び管理の下に業務を実施しなければならない。

なお、再委託等の相手方は、大阪市住宅供給公社競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置期間中の者又は大阪市住宅供給公社契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けている者であってはならない。再委託等の相手方は、大阪市住宅供給公社契約関係暴力団排除措置要綱に基づき、暴力団員又は暴力団密接関係者でないことを表明した誓約書を発注者に提出しなければならない。ただし、発注者が必要でないと判断した場合は、この限りではない。

暴力団等の排除に関する特記仕様書

1 暴力団等の排除について

- (1) 受注者（受注者が共同企業体であるときは、その構成員のいずれかの者。以下同じ。）は、大阪市住宅供給公社（以下「公社」という。）契約関係暴力団排除措置要綱（以下「要綱」という。）第2条第4号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は同条第5号に規定する暴力団密接関係者（以下「暴力団密接関係者」という。）に該当すると認められる者と下請契約、資材・原材料の購入契約又はその他の契約をしてはならない。
- (2) 受注者は、要綱第2条第8号に規定する下請負人等（以下「下請負人等」という。）に、暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる者と下請契約、資材・原材料の購入契約又はその他の契約をさせてはならない。

また、受注者は、下請負人等が暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる者と下請契約、資材・原材料の購入契約又はその他の契約をした場合は当該契約を解除させなければならない。
- (3) 受注者は、この契約の履行にあたり暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる者から要綱第2条第9号に規定する不当介入（以下「不当介入」という。）を受けたときは、速やかに、この契約に係る公社の監督職員若しくは検査職員又は当該事務事業を所管する担当課長（以下「監督職員等」という。）へ報告するとともに、警察への届出を行わなければならない。

また、受注者は、下請負人等が暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる者から不当介入を受けたときは、当該下請負人等に対し、速やかに監督職員等へ報告するとともに警察への届出を行うよう、指導しなければならない。
- (4) 受注者及び下請負人等が、正当な理由なく公社に対し前号に規定する報告をしなかったと認めるときは、公社競争入札参加停止措置要綱による停止措置を行うことがある。
- (5) 受注者は、第3号に定める報告及び届出により、公社及び大阪市の行う調査並びに警察が行う捜査に協力しなければならない。
- (6) 発注者及び受注者は、暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる者からの不当介入により契約の適正な履行が阻害されるおそれがあるときは、双方協議の上、履行日程の調整、履行期間の延長、履行内容の変更その他必要と認められる措置を講じる。

2 誓約書の提出について

受注者及び下請負人等は、暴力団員又は暴力団密接関係者でないことをそれぞれが表明した誓約書を提出しなければならない。ただし、発注者が必要でない判断した場合は、この限りでない。

特記仕様書

(法令等の遵守)

第1条 受注者及び受注者の役職員は、この契約業務の履行に際しては、常に法令等を遵守し、公正な職務執行に当たるとともに、公益通報(職務の執行に関する事実であって、法令等に違反するもの、人の生命、身体又は財産に危険が生ずるおそれがあるもの、環境を害するおそれがあるものその他不適正なもの(以下「通報対象事実」という。))が生じ、又は生じるおそれがある旨を通報することをいう。以下同じ。)に適切に対処しなければならない。

(公益通報等の報告)

第2条 受注者は、この契約業務について公益通報を受けたときは、速やかに公益通報の内容を発注者(大阪市住宅供給公社(以下「公社」という。))総務部総務課)へ報告しなければならない。

- 2 受注者は、公益通報をした者又は公益通報に係る通報対象事実の調査に協力した者から、公益通報をしたこと又は公益通報に係る通報対象事実の調査に協力したことを理由として、公社又は公社の役職員から不利益な取扱いをされた旨の申出(書面により具体的な事実を摘示してされたものに限る。)を受けたときは、当該申出の内容を発注者(公社総務部総務課)へ報告しなければならない。
- 3 発注者とこの契約を締結した受注者は、この契約の履行に関して、発注者の職員から違法又は不適正な要求を受けたときは、その内容を記録し、直ちに発注者(公社総務部総務課)へ報告しなければならない。

(調査の協力)

第3条 受注者及び受注者の役職員は、発注者が行う公益通報に係る通報対象事実の調査及び不利益取扱いに係る申出についての調査に協力しなければならない。

(公益通報に係る秘密の保持)

第4条 受注者の役職員又は受注者の役職員であった者は、正当な理由なく公益通報に係る事務の処理に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(個人情報等の保護に関する受注者の責務)

第5条 受注者は、この契約の履行にあたって個人情報及び業務に係るすべてのデータ(以下「個人情報等」という。)を取り扱う場合は、個人情報保護の重要性に鑑み、公社個人情報保護基本規程、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)及びその他の関連する法令等の趣旨を踏まえ、この契約書の各条項を遵守し、その漏えい、滅失、き損等の防止その他個人情報等の保護に必要な体制の整備及び措置を講じなければならない。

- 2 受注者は、自己の業務従事者その他関係人について、前項の義務を遵守させるために必要な措置を講じなければならない。
- 3 万一、個人情報等の漏えい、滅失、き損等の事故が発生した場合は、受注者は直ちに発注者へ報告し、発注者の指示に従わなければならない。

(個人情報等の管理義務)

第6条 受注者は、発注者から提供された資料等、貸与品等及び業務を行う上で得られた、又は成果物の作成のために受注者の保有する記録媒体(光ディスク、磁気テープ、パンチカード、紙等の媒体。以下「記録媒体等」という。)上に保有するすべての個人情報等の授受・搬送・保管・廃棄等について、管理責任者を定めるとともに、台帳等を設け管理状況を記録するなど、適正に管理しなければならない。

- 2 受注者は、前項の記録媒体等を、施錠できる保管庫又は施錠及び入退室管理の可能な

保管室に格納する等適正に管理しなければならない。

- 3 受注者は、第1項の記録媒体等について、業務を完了した後、速やかに廃棄、消去又は返還等するものとする。ただし、廃棄又は消去する際は、発注者の承認又は立会いを得て実施することとし、廃棄又は消去が完了した際には、その旨を文書により発注者に報告する等、適切な対応をとらなければならない。
- 4 受注者は、発注者が求めた場合は、発注者へ記録媒体等を返還しなければならない。
- 5 受注者は、定期的に発注者からの要求に応じて、第1項の管理記録を発注者に提出しなければならない。
- 6 第1項に規定する個人情報等の管理が適切でないと認められる場合、発注者は受注者に対し、改善を求めるとともに、発注者が受注者の個人情報等の管理状況を適切であると認めるまで業務を中止させることができる。

(目的外使用の禁止)

第7条 受注者は、業務を行うための記録媒体等及び記録媒体等上の個人情報等を、他の用途に使用し、又は発注者の承諾なしに第三者に提供してはならない。

(再委託・外部持出しの禁止)

- 第8条 受注者は、個人情報等を取り扱う業務を第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。ただし、発注者から文書による同意を得た場合は、この限りでない。
- 2 受注者は、発注者が指定する場合以外は、記録媒体等及び記録媒体等上の個人情報等を外部に持ち出してはならない。

(複写複製の禁止)

- 第9条 受注者は、業務を行うための記録媒体等及び記録媒体等上の個人情報等を複写又は複製してはならない。ただし、発注者から文書による同意を得た場合は、この限りでない。
- 2 前項ただし書に基づき作成された複写複製物の管理については、第6条を準用する。

(個人情報等の保護状況の検査の実施)

- 第10条 発注者は、必要があると認めるときは、受注者の個人情報等の保護状況について立入検査を実施することができる。
- 2 受注者は、発注者の立入検査の実施に協力しなければならない。
 - 3 第1項の立入検査の結果、受注者の個人情報等の保護状況が適切でないと認められる場合、発注者は受注者に対し、その改善を求めるとともに、受注者が個人情報等を適切に保護していると認められるまで、作業を中止させることができる。

(違反行為の是正等)

- 第11条 発注者は、受注者が第5条から第9条の規定に違反していると認めるときは、その行為の是正その他必要な措置を講ずるべき旨を求めることができる。
- 2 発注者は、受注者が前項に規定する求めに従わないときは、事実の公表を行うことができる。

(契約の解除及び損害賠償の請求)

- 第12条 発注者は、次のいずれかに該当するとき、受注者に対し、この契約の解除及び損害賠償の請求をすることができる。
- (1) 受注者が、第3条に規定する調査若しくは第10条に規定する検査又は前条に規定する措置の求めに正当な理由なく協力せず、又は従わないとき
 - (2) この契約による業務を処理するために受注者が取り扱う個人情報について、受注者の責めに帰すべき理由による漏えい、滅失、き損等があったとき
 - (3) 前各号に掲げる場合のほか、この特記仕様書に違反し、この契約による業務の目的を達成することができないと認められるとき

長柄東住宅外29住宅石綿含有建材(屋上防水材等)採取及び成分分析調査業務委託

業務委託費総額金 円

業務委託価格 金 円

消費税及び地方
消費税相当額金 円